千葉県教育委員会と放送大学との連携に関する協定の締結について





令 和 5 年 8 月 2 9 日 千葉県教育庁教育振興部教職員課 0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 3 4 放送大学学園 【問い合わせ先】 学務部連携教育課 0 4 3 - 2 9 8 - 4 2 6 3 【取材申し込み先】 総務部広報課メディア戦略係 0 4 3 - 2 9 8 - 4 1 9 9

県教育委員会と放送大学は、学校教育及び生涯学習等の分野で包括的に連携し、千葉 県における教育の充実・発展に資するため協定を締結しました。

1 協定の目的

教職員の資質向上のための取組など、学校教育及び生涯学習等の分野で相互に協力し、 千葉県における教育の充実・発展に寄与すること等を目的とします。

2 主な内容

- (1) 学校教育の振興及び教員の資質向上に関すること
- (2) 大学の教養教育、教員養成等の充実に関すること
- (3) 高等学校と大学の接続に関すること
- (4) 通信制高等学校、へき地、小規模校等におけるICT活用に関すること
- (5) 学校教育上の諸課題に対応した調査研究に関すること
- (6) 生涯学習、リカレント教育の振興に関すること

<具体的な取組>

- ・教員採用選考に合格した者に対する採用前研修に放送大学のコンテンツの活用
- ・県立高校3校の生徒が放送大学のコンテンツを視聴し、探究的な学びにつなげる
- その他、遠隔授業などICT活用に関する連携など

3 期待される効果

- 教員研修に放送大学のコンテンツを活用することによる、教員の指導力向上
- ・教員採用選考合格者への採用前研修を充実することによる、初任者の指導力向上
- ・通信制高校のスクーリングや県立学校の遠隔授業などによる、ICT教育の推進
- ・社会教育士などの資格取得を推進することによる、リカレント教育の振興

今後、放送大学と具体的な取り組みについて協議を重ね、千葉県の教育の充実・発展に 努めてまいります。